

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書

受付印	平成 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日				
	知事殿		通信日付印	確認印			
所在地及び電話番号		〒 (電話)					
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)					
(ふりがな) 代表者氏名印							
経理責任者氏名印							
資本金の額又は 出資金の額		円					

法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)			
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	の 事業年度分 の 連結事業年度分	から法人税の 確定申告書 連結確定申告書	の提出期限の延長について
<input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定に係る月数に変更された <input type="checkbox"/> 指定が取り消された <input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった			
記			
確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間	() 月間		
指定を受けた月数	() 月間		
変更後の指定に係る月数	() 月間		

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請	
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	の事業年度分から事業税及び地方法人特別税の申告書の提出期限の延長をし、又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。
1 申告書の提出期限の延長期間	
(1) 申告書の提出期限が延長されていない法人	
<input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長をしたい場合 (次に掲げる場合を除く。)	1月間 (連結申告法人は2月間)
<input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合	() 月間
(2) 申告書の提出期限が1月間 (連結申告法人は2月間) 延長されている法人	
<input type="checkbox"/> 指定を受けたい場合	() 月間
(3) 指定を受けている法人	
<input type="checkbox"/> 指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を1月間 (連結申告法人は2月間) としたい場合	
	取消し前 () 月間
<input type="checkbox"/> 指定に係る月数の変更を受けたい場合	変更前 () 月間
	変更後 () 月間
2 各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から3月以内) に決算についての定時総会が招集されない理由 (連結申告法人にあっては、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内) に連結親法人の決算についての定時総会が招集されない理由又は連結親法人が連結所得の金額の計算を了することができない理由)	

3 根拠条文	
<input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項又は第5項 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)	
<input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)	
<input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第2号又は第5項第2号 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。)	
<input type="checkbox"/> 地方税法施行令第24条の4第1項 (同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。)	
4 添付書類等	
<input type="checkbox"/> 定款等の写し	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)
関与税理士署名押印	(電話)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

本資料は、外国企業が日本に会社等を設立する際に必要となる登記、査証、税制、人事・労務の各種申請書類について、その様式と記入例等を示したものです。一部、英語は暫定の翻訳です。本資料は、管轄省庁等が提供する正式な書類ではありませんので、実際に手続きを行う際には管轄省庁の公式ウェブサイト等からダウンロードし、最新の書類を入手してください。また、ご不明な点は専門家にご相談ください。

なお、本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジエトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料または本資料に記載されたリンク先の外部サイトが提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジエトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

本資料に関する管轄省庁：各道府県